

秋田市告示第106号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和5年3月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地ならびに子ども・子育て支援施設等の種類

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設等の名称	施設等の所在地	子ども・子育て支援施設等の種類
学校法人 加賀谷学園	将軍野幼稚園	秋田市将軍野青山 町11番18号	幼稚園
学校法人 加賀谷学園	飯島幼稚園	秋田市飯島鼠田三 丁目2番75号	幼稚園
学校法人 加賀谷学園	手形山幼稚園	秋田市手形山東町 1番37号	幼稚園
学校法人 わかば学園	わかば幼稚園	秋田市山王三丁目 1番24号	幼稚園
学校法人 港北学園	港北幼稚園	秋田市土崎港北三 丁目1番20号	預かり保育事業
社会福祉法人 濤標会	かんば保育園	秋田市牛島西一丁 目7番42号	一時預かり事業

- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等が確認の辞退をした年月日  
令和5年3月31日